

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第14回火薬小委員会  
議事要旨

日時：令和5年3月14日（火曜日）13時30分～14時30分

場所：別館2階238及びWeb

**出席者**

新井委員長、飯田委員、磯谷委員、内山委員、大貫委員、川崎委員、熊崎委員、高橋委員、岳川委員、松尾委員、三宅委員、茂木委員、山田委員

**議題**

- (1) 火薬類取締法技術基準の見直し等について（報告事項）
- (2) 火薬類事故防止対策研究会について（報告事項）
- (3) 火薬類関係の事故発生状況について（報告事項）
- (4) その他

**議事概要**

- (1) 火薬類取締法技術基準の見直し等について（報告事項）

・事務局より、議題1「火薬類取締法技術基準の見直し等について」を説明（資料1 火薬類取締法技術基準の見直し等について）。

**（委員）**

・昨年の火薬類保安WGで審議事項だった軽微変更は、今回の貯蔵の性能規定化に含まれるのか。

**（事務局）**

・含まれない貯蔵の性能規定化作業には含めず、デジタル原則の議論において、現場の実態把握もしっかりと行いながら、あらためて検討をすすめる。

**（委員）**

・蓄電所について、これまでの発電所に位置付けられていた蓄電所と何か定義が変わるのであるのか。過去に、火薬庫の近くに太陽光設備が突然建設され対応に苦慮したこともあり、今回の蓄電所の扱いによって、同様の事態とならないか心配している。

- ・社会的要請から、今後、蓄電池の規模及びその数が大きくなっていくと思われる。一方、保安技術も進化していることから、周辺事情や状況を勘案したうえで、適切な規制として欲しい。

(事務局)

- ・現在、蓄電所として想定しているのは1万kW以上の能力のものを対象としている。周辺事情をしっかりと把握しつつ丁寧に進めて行く。

(委員)

- ・デジタル原則の取組について、資料内容が漠然としすぎている。半年足らずで火薬を取り扱う現場の実態を把握できるのか疑問であり、技術基準他にどのように反映させていくイメージか。

(事務局)

- ・調査が半年で終わるかはわからないが、まずは実態把握をしっかりとやっていく。技術基準他への反映は、デジタルでもアナログでも事業者自身の判断で選べることができるような規定としていく。

(委員)

- ・少子高齢化社会に伴う人手不足への対応など、デジタルの活用は今後必須になっていくことから、火薬産業においてデジタル化がすすむことは良いことと思う反面、資料表題にあるように「デジタルが原則である」ということについて違和感あり。
- ・事業者は、これまでもアナログ手法でしっかりと安全を担保してきたおり、「デジタルが原則」とされてしまうと、消費者は不安に感じてしまうかもしれない。
- ・しっかりとした実態調査が必要であり、これまで保安を担保してきたアナログの手法の良さなども考慮して、慎重にハイブリット化を検討してほしい。

(事務局)

- ・デジタル化の取組は安全の確保のためのものであり、目的と方法が本末転倒とならないよう、実態調査とともに、火薬小委員会やWGでも意見を頂戴しながら、丁寧に作業を進めて行く。

## (2) 今年度実施した施策について（報告事項）

- ・事務局より、議題2「火薬類事故防止対策研究会について」を説明  
(資料2 火薬類事故防止対策研究会の開催について)。

(委員)

- ・火薬小委員会において、研究会の内容をご報告頂けることだが、事故の原因や再発防止策について、一般にも公開されるのか。
- ・火薬の製造工場の近くに、自宅が所在する方とのリスクコミュニケーションも必要。わかりやすい言葉を使って、研究会の内容が届くようにしてほしい。

(事務局)

- ・今回研究会での検討は、今後、類似事故を発生させないために行うものであり、可能な範囲で、関係者及び一般の方へその内容を公開する。また、報告書のとりまとめにあたって、一般の方とのリスクコミュニケーションを進める観点からも、わかりやすい内容とすることも念頭におく。

### (3) 火薬類関係の事故発生状況について (報告事項)

- ・事務局より、議題3「火薬類関係の事故発生状況について」を説明  
(資料3 火薬類関係の事故発生状況＜直近5年間（H30～R4）の事故発生状況＞)。

(委員)

- ・がん具煙火について、一般消費者に対して正しい使い方やマナーをもっと周知して欲しい。昔と今では、生活環境が変わってきており、火を使うだけでも差があることから、使い慣れている人の当たり前が分からぬ消費者もいるという前提のもと、丁寧な周知が必要。

(事務局)

- ・ご指摘頂いた点については、日本煙火協会とも協力して取り組む。

(委員)

- ・近年、学校等においてサプライズ花火を打ち上げるといったケースが増えているが、無許可消費数量の範囲内として、規制が行き届いていない場合も考えられ、今後、事故が増加することを恐れている。

(事務局)

- ・ご指摘のとおりであり、自治体及び関係団体と協力し、煙火事業者への注意喚起などを考えていく。

(4) その他

- ・特になし

**お問合せ先**

産業保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870